

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者会見資料①

令和2年4月28日

・総務部防災安全課 奥山

連絡先：022-358-3180

・保健福祉部健康推進課 大谷

連絡先：022-358-0512

富谷市危機管理対策本部会議・富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項

市では、本日28日に、第3回富谷市危機管理対策本部会議及び第18回富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、現在、宮城県が緊急事態宣言の対象区域となっていることや県内の感染症拡大の状況等を勘案して、5月6日までとしていた市施設の利用中止の期限や市立小・中学校の休業期間、併せて夏季休業の期間等を見直しましたのでお知らせいたします。

記

1. 市主催のイベント・事業等の中止・延期、市施設の利用中止

5月24日(日)まで

※法令等に基づき実施する事業を除く（乳幼児健診、地域活動支援センター業務、必要不可欠な会議等）

2. 市立幼稚園、小・中学校の臨時休業

5月20日(水)まで

※家庭学習支援の継続・充実（オンライン学習や家庭学習支援動画の配信等）を図ります。

3. 市立小・中学校の夏季休業

8月8日(土)から19日(水)までの12日間

※臨時休業に伴い不足した児童・生徒の授業時間の確保を図ります。

4. その他の決定事項について

別添のとおり

富谷市危機管理対策本部会議における決定事項

令和2年4月28日

4月16日付けで発表した決定事項について、現在、4月25日から5月6日まで新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた、施設の使用停止及び催事の開催の停止要請等が宮城県知事からなされていること、また、その後の状況について2週間程度その推移を見守る必要があると考え、本日(28日)開催した第3回危機管理対策本部会議・第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において必要な見直し(朱書き)を行いましたので、お知らせいたします。

1 市主催イベント、市立小・中学校の臨時休業、市施設の利用等について

(1) 市主催のイベント・事業等の中止・延期

- ・市が主催するイベント・事業等については、法令等に基づき実施する事業(例えば、乳幼児健診、地域活動支援センター業務や必要不可欠な会議等)を除き 5月24日(日)まで原則中止または延期とする
- ・事業一覧については、ホームページに掲載し、随時更新

(2) 市主催以外のイベント・事業・活動等の中止・延期要請

- ・市以外の関係団体が主催するイベント等については、担当部署を通じて中止・延期の要請を実施

(3) 富谷市立幼稚園、小学校、中学校の開始等について

- ・幼稚園、小学校、中学校については 5月20日(水)まで臨時休業を延長
- ・入学式及び入園式等については、
幼稚園：始業式 (5月22日(金)午前)、入園式 (5月21日(木)午前10時)
小学校：始業式 (5月21日(木)午前)、入学式 (5月21日(木)午後)
中学校：始業式 (5月21日(木)午前)、入学式 (5月22日(金)午前)
※入学式は規模を縮小し、保護者の出席は1家庭1名の限定となります
- ・小・中学校の今年度の夏季休業については、8月8日(土)から19日(水)までの12日間とし、臨時休業に伴い不足した指導時間の確保を図ります
- ・家庭学習支援の継続・充実(オンライン学習や家庭学習支援動画の配信等)を図ります
- ・部活動については当面活動を見合わせることにし、今後の実施の可能性を検討します

(4) 放課後児童クラブについて

- ・子どもたちの安全確保と感染拡大防止の観点から、5月20日(水)まで原則利用中止といたします。ただし、小学校4年生以下のお子さんがある医療従事者、介護従事者(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどの入居施設従事者に限る)、ひとり親家庭、またはその他特別な事情にある家庭の方で、どうしてもご家庭で過ごすことができない方については、放課後児童クラブの利用が可能です。
- ・利用時間等：月曜日から金曜日の午前8時から午後6時まで(延長利用はできません)

(5) 保育所等の対応について

- ・5月24日(日)までの間、家庭等での保育を要請し、家庭等で保育した場合の保育料は日割り計算となります
- ・育児休業からの職場復帰、または、求職を理由に入所した場合については、入所日から2か月以内に復帰もしくは就労のところを、3か月以内に復帰もしくは就労となります

(6) 総合運動公園施設・公民館・西成田コミュニティセンター・民俗ギャラリー・大黒澤苑の利用について

- ・期 限：5月24日(日)まで利用中止
- ・その他：公民館に併設している出張所の業務は通常どおり

(7) 富谷市学校体育施設の開放について

- ・期 限：5月24日(日)まで利用中止

(8) 富谷市福祉健康センターの利用について

- ・期 限：5月24日(日)まで利用中止

(9) 富谷市まちづくり産業交流プラザ（とみぶら）の利用について

- ・期 限：5月24日(日)まで入居者以外は利用中止

(10) 公園について

- ・大亀山森林公園：管理棟、炊事棟、バーベキュー用東屋、展望台、ちびっこゲレンデ及び複合遊具(市道沿い)は5月24日(日)まで利用中止
- ・市内の公園：複合遊具施設やテニスコート等は5月24日(日)まで利用中止

2. 市役所における窓口業務について（対面機会の抑制）

(1) 証明の取得等

- ・「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請をお願いします
※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載しています

(2) 窓口開庁時間（これまで午後7時まで窓口を延長していたものを通常の時間とします）

- ・開庁時間：祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで
- ・対象施設：市役所本庁舎及び成田出張所
- ・期 限：5月24日(日)

3. 期間の見直し時期について

上記決定事項についての見直し時期は、5月14日(木)を予定

4. その他

感染症の発生状況等に変化が生じた場合には、随時見直しを図ります

富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（4月28日）

本日、第3回危機対策本部会議・第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本市における今後の対応を決定いたしました。

4月16日(木)に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の対象区域が全都道府県へと拡大され、また現在、4月25日(土)から5月6日(水)まで新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた、施設の使用停止及び催事の開催の停止要請等が宮城県知事からなされていることから、本市の今後の対応についても緊急事態宣言の状況や施設使用停止の要請期間後の状況を考慮した対応が必要になります。

今回決定した事項は、5月6日(水)以降も一定期間新型コロナウイルス感染症のまん延防止の状況を見守る必要があると考え、施設の利用中止を5月24日(日)まで、幼稚園、小学校、中学校については臨時休業を5月20日(水)までとし、併せて不足した指導時間を確保する観点から小・中学校の夏季休業を8月8日(土)から19日(水)までの12日間とすることとしました。

新型コロナウイルス感染症については、ご不安・ご心配されている市民の方が多くいらっしゃると思いますが、引き続き、不要不急の外出を控えていただくとともに、これまで以上に密集・密閉・密接の3密を避け、咳エチケットや手洗いなど感染予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、国・県より特別定額給付金や感染症拡大防止協力金の給付等による支援が実施されますが、本市では更に独自対策として、家賃補助、飲食店のテイクアウトの利用促進、ひとり親家庭への支援、割増商品券の発行を実施することといたしました。

今後とも、感染症拡大の防止、市民生活及び地域経済の活性化に向け、国・県等と連携を図りながら、万全の対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。